

公立中学校等における 部活動の段階的な地域移行について

岩手県教育委員会事務局保健体育課

部活動に関する国や県の動き

H25.5

運動部活動での指導のガイドライン
(文部科学省)

H28.6

学校現場における業務の適正化に向けて
(文部科学省) **働き方改革**

H30.3

運動部活動の在り方に関する総合的な
ガイドライン (スポーツ庁)

H30.6

岩手県における部活動の在り方に関する方針(策定)

H30.12

文化部活動の在り方に関する総合的な
ガイドライン (文化庁)

R1.8

岩手県における部活動の在り方に関する方針(改定)

R2.9

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について
(文部科学省・スポーツ庁)

R3.3

岩手県の中学校のスポーツ・文化活動のこれから(提言)
(中学校スポーツ文化活動に係る研究有識者会議)

R4.6

運動部活動の地域移行に関する検討
会議提言 (スポーツ庁)

R4.8

文化部活動の地域移行に関する検討
会議提言 (文化庁)

R4.12

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン (スポーツ庁・文化庁)

R3.4~R5.3

全国各地における
モデル事業の展開
(スポーツ庁・文化庁)

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における運動部活動を対象

運動部活動の
意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの
対応

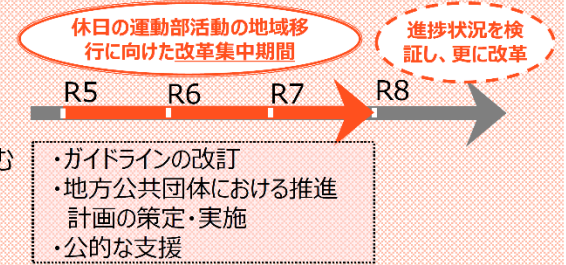
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す
姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の
方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



課題への
対応

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要



※公立中学校等における文化部活動を対象

文化
部活動
の
意義
と
課題

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 休日も含めた部活動の指導**が求められるなど、**教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまで
の対応

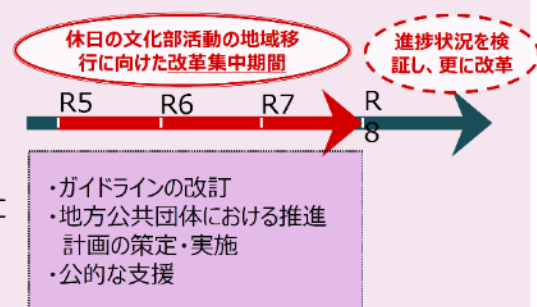
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形で地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、**地域における文化芸術の発展を主体的に形成**、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を**一体的に整備**し、子供たちの**多様な体験機会を確保**。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

改革の
方向性

- まずは、**休日の文化部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の文化部活動の**地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への
対応

新たな文化芸術環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体 ・生徒の状況に適した機会を確保 	大会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請 ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援
文化芸術団体等、指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討 	会費や保険	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮する家庭への費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策 ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進 	学習指導要領等	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

継続的にスポーツに親しむ機会の確保

岩手県	中学校の生徒数	(人)
平成27年度	35,404	
平成28年度	34,239	
平成29年度	33,023	
平成30年度	31,732	
令和元年度	30,973	
令和2年度	29,710	
令和3年度	29,606	

-5,798人

児童数 (人)

6年生	9,645	3年生	9,048
5年生	9,456	2年生	8,964
4年生	9,205	1年生	8,666

学校の働き方改革

教師の部活動に係る勤務状況（中学校）

中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）の内訳

	平日			休日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
全 体	11:00	11:32	+0:32	1:33	3:22	+1:49
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導（集団）	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導（個別）	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
h 部活動・クラブ活動	0:34	0:41	+0:07	1:06	2:09	+1:03
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:11	+0:09
k 学年・学級経営	0:27	0:37	+0:10	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・P T A 対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ（校外）	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※平成18年度は、第5期（H18.10.23～11.19）の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータで比較。

※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。（主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）

（出典）文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（確定値）」を基にスポーツ庁において作成

いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから(提言骨子)

令和3年3月

提言の趣旨

スポーツ庁及び文化庁は、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。その際、「知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む日本型学校教育の意義を踏まえ、豊かなスポーツライフの実現や豊かな心・創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること」と「成長期にある中学生が、生涯にわたって心身の健康を保持増進できるよう、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、本校における部活動は、これまで地域の実情に合わせた形で実施されており、中学生の人格形成に大きな影響を与えている。しかし、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツ・文化活動に取り組む中学生が見られるなど活動が多様化しており、学校の部活動だけで中学生のニーズに応えることが困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議(以下、有識者会議という。)は、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、中学生本位の有意義なスポーツ・文化活動の在り方の方向性を整理することを目的として検討を行ってきた。有識者会議では、文部科学省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動きも見据えながら、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、**中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体(市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者)**に求められる役割・取組を提言としてまとめたものである。中学生の活動を支える各主体が、共に中学生の健全な成長のためのパートナーという考えに立ち、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向けて取り組むことにより、いわての中学生それぞれの興味・関心に応じた多様な活動を保障することが期待できる。

課題

- 1 中学校における「自主的・自発的な参加により行われる部活動」の推進
 - (1) 部活動における「所属」と「参加」の捉えが整理されていない
 - (2) 活動の多様化により学校の部活動だけでニーズに応えることが困難
 - (3) 生徒が主体となって活動できる体制づくりが必要であること
- 2 中学生の多様なニーズに応えるための指導者及び活動場所の確保
 - (1) 地域の活動について周知を図る必要があること
 - (2) 地域単位で運営を支える体制を構築する必要があること
- 3 指導者の適切な指導の推進
 - (1) 指導者は対話を重視した指導を実施する必要があること
 - (2) スポーツ医、科学に基づいた指導及び合理的でかつ効率的・効果的な指導を実施する必要があること

部活動をめぐる動向

これまでの動き

- ・H29.3 中学校学習指導要領告示【文部科学省】
 - 自主的・自発的な参加、教育課程との関連
- ・H30.3 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【スポーツ庁】
 - 適切な指導の実施、休養日等の設定、生徒のスポーツ環境の整備
- ・H30.6 岩手県における部活動の在り方に関する方針【県教育委員会】
 - 方針の策定、休養日・活動時間の基準
- ・H30.12 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【文化庁】
 - 部活動の意義及び対象範囲の明記
- ・R1.8 岩手県における部活動の在り方に関する方針(改定版)【県教育委員会】
 - 自主的・自発的な参加、休部・暴言等の根絶

国の新たな取組み

- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」 ※R5年度以降実施(準備等はR2年度～)
- 《改革の方向性》
- 部活動改革の第一歩として、「休日に教師が部活動に携わる必要がない環境」を構築する。
 - 生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整える。
- 《具体的な方策》
- 休日の部活動の段階的な地域移行+休日の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこと
 - 合理的で効率的な部活動の推進 → 他校との合同部活動の推進、大会・コンクールの在り方の整理

望ましい活動・環境の姿

- 自主的・自発的に活動し、中学生による活動の運営等、目標に向かって充実した取組を実践している。
- 学校・地域・関係団体等による環境整備や体制構築が進み、中学生が希望する活動を支えている。
- 指導者と中学生のコミュニケーションが十分に図られ、生涯を通じてスポーツ・文化活動に親しむ基礎を培うことができる。

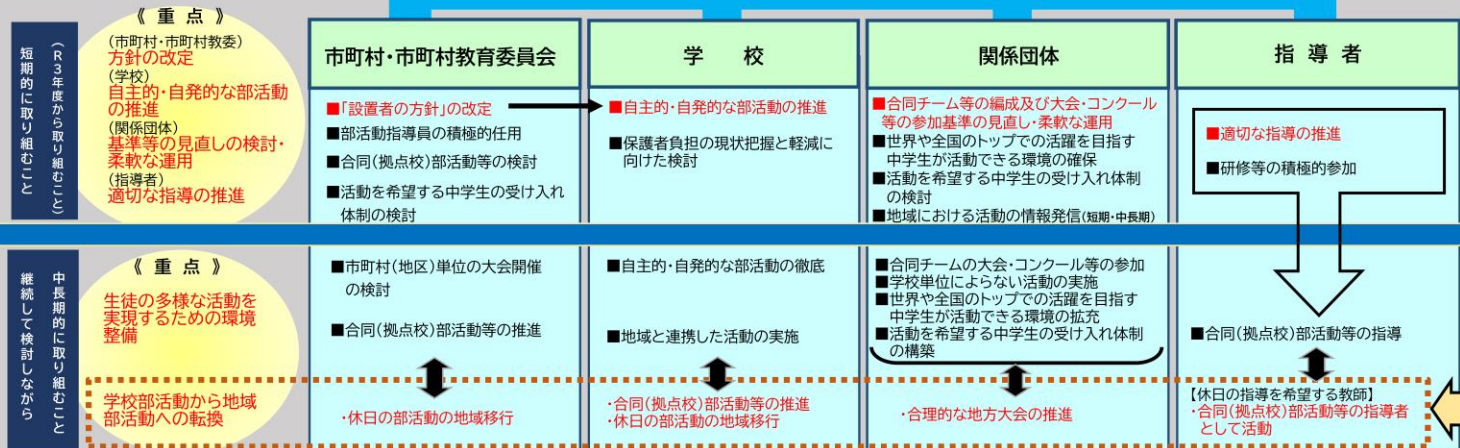
県・県教育委員会

各主体と連携しながら取り組むこと

- 適切な部活動の推進【県教委】
- 「岩手県における部活動の在り方に関する方針(改定版)」の内容検討及び再改定【県教委】
- 公立高校入試における推薦入試の在り方についての検討【県教委】
- 中学生の受け入れ体制の整備促進【県】
 - ・競技団体・文化芸術団体の体制整備
 - ・総合型地域スポーツクラブの活性化
 - ・サポート人材の育成
- 教員の兼職兼業の整理【県教委】
- 地域部活動移行への取組【共通】

連携

「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、中学生の活動を支える各主体に求められる役割・取組



上記取組により中学生の活動の選択肢を広げるイメージ



(1) 休日の地域移行における運営形態の類型例のイメージ

- 実践研究を踏まえ、部活動に代わる地域のスポーツ環境構築に当たって、考えられる類型例のイメージ等を示すと下記の通り。
- 一方、下記とは異なる類型も多く確認されており、地域の置かれた状況を踏まえ、最適な進め方を検討し、柔軟に取り組んでいくことが重要である。

類型例		運営形態	参考例
区分	運営例		
市区町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府泉津市 <small>※P37にて事例として記載</small> ・岩手県葛巻町 <small>※P55にて事例として記載</small> ・山口県周南市 <small>※P149にて事例として記載</small>
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県赤磐市 <small>※P17にて事例として記載</small> ・大阪府大阪市 <small>※P40にて事例として記載</small> ・東京都渋谷区 <small>※P82にて事例として記載</small>
	競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県与論町 <small>※P18にて事例として記載</small> ・新潟県長岡市 <small>※P89にて事例として記載</small>
地域スポーツ団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県羽島市 <small>※P24にて事例として記載</small> ・熊本県南関町 <small>※P30にて事例として記載</small> ・新潟県村上市 <small>※P38にて事例として記載</small> ・山形県鮭川村 <small>※P64にて事例として記載</small> ・長崎県長与町 <small>※P166にて事例として記載</small>
	体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県掛川市 <small>※P25にて事例として記載</small> ・秋田県羽後町 <small>※P31にて事例として記載</small> ・奈良県生駒市 <small>※P133にて事例として記載</small>
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道当別町 <small>※P33にて事例として記載</small> ・沖縄県うるま市 <small>※P39にて事例として記載</small>
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県つくば市 <small>※P34にて事例として記載</small> ・滋賀県彦根市 <small>※P121にて事例として記載</small>

※上記のほか、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム、大学など多様な主体による運営が考えられる。

2. 事業の概要

令和3年度 地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた実践研究について

事業の趣旨		学校における働き方改革を推進するとともに、子供たちが継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うため、地域部活動・合同部活動推進事業及び地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業を実施する。
事業内容	休日の部活動の地域移行	地域の実情を踏まえ、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施する。
	地域文化倶楽部等	少子化の進展等に対応するために、地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における合同部活動やICT活用による文化倶楽部活動機会の充実に向けた実践研究を実施する。
推進主体	休日の部活動の地域移行	都道府県教育委員会、指定都市教育委員会
	地域文化倶楽部等	地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等
期間		令和3年 4月1日～令和4年 3月10日

地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた実践研究

背景 課題

子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施する。（令和5年度より学校部活動の段階的・地域移行）

- 児童・生徒の文化芸術活動が居住地域や家庭の教育力・経済力に左右される現状（表現や鑑賞機会の格差）
- 少子化に伴う部活動の廃部や部員減少、児童・生徒のニーズの多様化（学校内での活動機会の不足や喪失）
- 部活動指導や大会引率等による教員の長時間勤務や休日出勤が常態化（学校における働き方改革の必要性）
- 部活動に代わりうる継続的で質の高い文化芸術活動環境の不足（体制構築や持続可能な環境整備の必要性）



事業内容

地域部活動推進事業

休日の部活動の地域移行（地域部活動）に向けて生徒の指導や大会の引率を行う地域人材の確保や活動場所・用具の確保、移動手段の確保、それらにかかる費用負担やコーディネーター等の課題解決を目指すとともに、少子化に伴う廃部や部員減少、ニーズの多様化による指導者不足等に対応するための合同部活動実施に向けた移動手段の確保や、ICTを活用した練習・指導法の確立、それらにかかる費用負担等の課題解決を目指すため、全都道府県各1地域に拠点校を設け、モデル事業を実施。

※ 令和3年度より実施。モデル事業としては令和4年度で終了予定。

地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業

子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等が中心となって、新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」（仮称）を創設するためのモデル事業を全国30件程度実施し、課題や手法を分析・検証する。※令和3年度より実施。



アウトプット（活動目標）

- ・学校と地域文化団体や芸術系教育機関、地域文化施設等との連携 30件程度
- ・人材・場所・用具等の確保、ICTを活用した練習・指導法に関する課題解決を目指す文化部活動を地域へ移行するモデル事業実施 47件

アウトカム（成果目標）

- ・教員の部活動指導にかかる負担軽減
- ・部活動に代わりうる活動拠点の創出
- ・誰もが芸術文化活動に平等に触れることができる受け皿の創設。
- ・多様な文化芸術活動へのニーズへの対応。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・学校の働き方改革への貢献
- ・地域の文化芸術団体等の活性化
- ・子供たちの文化芸術活動への活性化
- ・豊かな人間形成の促進
- ・創造活動水準の向上

文化部活動の地域移行に係る先行事例

新潟県胎内市立 全中学校

p17

- 胎内市内の中学校の合同部活動を、地域の指導者とICTの活用により実施
- ICTの活用では、愛知県吹奏楽連盟作成のサポート動画を活用した練習や遠隔地の指導者による双方向の動画のやりとりでのリモート指導を実施
- 学校、保護者、地域等の関係者による検討会議で方策を検討

活動場所：胎内市立中条中学校、黒川中学校
活動形態：合同部活動（地域移行前の段階として実施）
活動分野：吹奏楽
指導者：地域の指導者1名、県外の指導者2名
参加者：51名
管理責任主体：胎内市教育委員会

富山県朝日町立 朝日中学校

p18

- 令和3年4月から、学校部活動の一部を地域クラブである朝日町型部活動コミュニティクラブでの活動に移行
- スポーツ、文化活動の幅広い提供を目指して委員会を立ち上げコミュニティクラブを設立
- 地域クラブ活動の指導者は、原則、従来より学校部活動の指導に関わっている外部指導員と兼職兼業の顧問で、学校部活動との連携に取り組む

活動場所：朝日中学校
活動頻度：週2回（平日1回、休日1回）
活動分野：吹奏楽
指導者：地域の指導者2名
参加者：20名、スポーツ安全保険に加入
管理責任主体：朝日町型部活動コミュニティクラブ

静岡県掛川市立 全中学校

p23

- 子供たちの音楽活動の場として特定非営利活動法人掛川文化クラブが設立し、週2日、吹奏楽、弦楽、合唱の3部門で活動
- 活動場所としては、中学校の他、生涯学習センター、公民館、文化会館などを活用
- 吹奏楽部がない学校の生徒、運動部、他の文化部に所属する生徒の参加とともに、吹奏楽部との合同練習会も実施

活動場所：掛川市立城東中学校、掛川市生涯学習センターなど
活動頻度：週2回（平日1回、休日1回）
活動分野：吹奏楽、弦楽器、合唱
指導者：地域の指導者（市民楽団の楽団員）21名、学生ボランティア4名
参加者：23名程度、合同練習参加の吹奏楽部22名程度
スポーツ安全保険に加入
管理責任主体：特定非営利活動法人掛川文化クラブ

兵庫県淡路市立 北淡中学校

p26

- 県及び市において関係者による委員会等を設置し、地域の人材バンクの活用、吹奏楽連盟との連携により、パート指導を地域の指導者に依頼するなど可能な部分から取組を実施
- 指導において求められる事項やサービスについての研修動画を市教委が作成、指導者に動画と対面を組み合わせた研修の実施
- 活動場所が学校となるため、ボランティア、代行員などを活用し安全管理を工夫（県内他市の取組を含む）

活動場所：淡路市立北淡中学校
活動分野：吹奏楽
参加者：22名程度
活動頻度：週3回（平日2日、休日1日）
指導者：教員OB2名、プロの演奏家1名
管理責任主体：淡路市教育委員会

徳島県徳島市 川内中学校

p30

- 阿波人形浄瑠璃の専門施設「阿波十郎兵衛屋敷」を活動場所として、施設を運営するNPO法人阿波農村舞台の会がコーディネーター及び講師の派遣を実施
- 夏休みや発表に向けた期間を中心に2時間程度実施
- 人形の基本的操作方法の指導や太夫や三味線体験、歴史学習を実施

活動場所：川内中学校
活動分野：伝統芸能（阿波人形浄瑠璃）
参加者：8名、スポーツ安全保険に加入
活動頻度：夏季休業期間を中心に月1～2回
指導者：地域の指導者
管理責任主体：NPO法人阿波農村舞台の会

徳島県徳島市 徳島中学校

p30

- 徳島交響楽団ジュニアオーケストラが学校と連携を図り、コーディネーター及び講師の派遣を実施
- パート練習や合奏の指導、他校との合同練習への引率
- 指導者はアマチュア奏者として楽器演奏活動を長年継続しており、徳島交響楽団ジュニアオーケストラも指導するなど、指導経験が豊富

活動場所：徳島中学校
活動分野：オーケストラ
参加者：53名、スポーツ安全保険に加入
活動頻度：月2、3回程度
指導者：徳島交響楽団所属のアマチュア奏者
管理責任主体：徳島交響楽団ジュニアオーケストラ

NPO法人 日本地域部活動文化部推進本部

p69

- 平成30年に創部した最初の文化系の地域部活動の実施団体で、当初は音楽、演劇、放送の分野での活動を実施
- 毎年、子供たちの希望により実施する分野を決定するなど、子供たちの自主性・主体性を最大限に尊重した活動を展開
- 企業などから協賛を得る工夫も行っている。

活動場所：掛川市美感ホール
活動分野：表現、制作、運営
参加者：46名、スポーツ安全保険に加入
管理責任主体：NPO法人 日本地域部活動文化部推進本部（Pocca）
活動頻度：部活動90回、講師指導8回
指導者：外部指導者（オンラインを基本）

3. 事例

地域部活動推進事業一覧

番号	都道府県	市町村名	主な活動種別	
			種別	内容
1	北海道	紋別市	1	茶道
			2	琴
			3	書道
			4	美術
2	秋田県	大館市	1	吹奏楽
3	栃木県	佐野市	1	吹奏楽
4	埼玉県	白岡市	1	吹奏楽
5	千葉県	大多喜町	1	吹奏楽
6	東京都	豊島区	1	琴
			2	茶道
			3	茶華道
7	神奈川県	秦野市	1	吹奏楽
8	新潟県	胎内市	1	吹奏楽
9	富山県	朝日町	1	吹奏楽
10	福井県	敦賀市	1	吹奏楽
11	山梨県	市川三郷町	1	吹奏楽
12	長野県	長野市	1	演劇
13	岐阜県	安八町	1	吹奏楽
14	静岡県	掛川市	1	吹奏楽
15	愛知県	犬山市	1	吹奏楽
16	三重県	名張市	1	コンピューター
			2	茶道
17	兵庫県	淡路市	1	吹奏楽
18	奈良県	生駒市	1	吹奏楽
19	岡山県	赤磐市	1	吹奏楽
20	山口県	周南市	1	吹奏楽
21	徳島県	徳島市	1	オーケストラ
			2	民芸(人形浄瑠璃)
22	香川県	琴平町	1	吹奏楽
23	福岡県	中間市	1	吹奏楽
24	熊本県	南関町	1	吹奏楽
25	宮崎県	延岡市	1	吹奏楽
26	鹿児島県	与論町	1	吹奏楽
27	沖縄県	南城市	1	吹奏楽

地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業一覧

番号	都道府県	団体名	主な活動種別
1	北海道	一般社団法人北海道茶道文化振興協会	1 茶道
2	秋田県	大館マーチングバンド TEDAOLE(テダオーレ)	1 マーチングバンド
3	山形県	寒河江市立寒河江中部小学校 地域学校協働本部	1 金管バンド
4	福島県	アーティスト・イン・スクール西会津実行委員会	1 現代美術
5	茨城県	取手文化倶楽部 AFTER SCHOOL MUSICAL	1 ミュージカル
6	群馬県	渋川子ども若者未来創造プロジェクト	1 舞台芸術
7	埼玉県	一般社団法人さいたまスーパーシニアバンド	1 吹奏楽
8	埼玉県	有限会社東京演劇アンサンブル	1 演劇
9	埼玉県	一般社団法人 全国邦楽器組合連合会	1 和楽器(箏)
10	千葉県	Kashiwa Special Sounds	1 吹奏楽
11	東京都	一般社団法人日本伝統文化の会	1 和楽器
12	東京都	東京大学 アート・クロスロード実行委員会	1 文化芸術活動
13	東京都	プレイキッズシアター	1 舞台芸術
14	東京都	東京邦楽器商工業協同組合	1 和楽器
15	東京都	有限会社 劇団風の子	1 演劇
16	東京都	江戸長唄ごひいき衆	1 長唄
17	東京都	有限会社青年劇場	1 演劇
18	東京都	株式会社オフィスワン・ツー	1 現代演劇
19	東京都	京烏長屋文化連絡会	1 長屋文化
20	東京都	江東すみだ大道芸協会	1 大道芸
21	東京都	足立区役所 地域のちから推進部地域文化課	1 音楽
22	東京都	一般財団法人民族衣裳文化普及協会	1 民族衣裳(きもの)
23	東京都	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	1 日本舞踊
			2 三味線
			3 落語
24	東京都	Marimelo株式会社	1 ミュージカル
25	神奈川県	小田原こども舞台芸術クラブ	1 能楽
26	神奈川県	一般社団法人横浜若葉町計画	1 即興ダンス
27	神奈川県	C.C.C.THEATER	1 演劇

地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業一覧

番号	都道府県	団体名	主な活動種別
28	長野県	一般社団法人シアター&アーツうえだ	1 演劇
			2 文芸
			3 音楽
			4 芸術
			5 郷土歴史
			6 将棋
29	静岡県	特定非営利活動法人 静岡地域教育芸術協会	1 吹奏楽
30	静岡県	公益社団法人教育演劇研究協会	1 演劇
31	静岡県	袋井市文化協会グループ	1 合唱
			2 演劇
			3 ヒップホップ
32	静岡県	特定非営利活動法人日本地域部活動文化部推進本部	1 文化芸術全般
33	愛知県	有限会社総合劇集団俳優館	1 ミュージカル
34	愛知県	NPO法人むすめかぶき	1 伝統文化(歌舞伎)
			2 日本画
35	滋賀県	大津芸能倶楽部プロジェクト	1 落語
			2 常盤津(三味線音楽)
			3 芝居(コント)
36	大阪府	ブレイングラボ	1 演劇
37	大阪府	堺シティオペラ一般社団法人	1 オペラ
38	兵庫県	一般社団法人 江原河野劇場	1 演劇
39	兵庫県	特定非営利活動法人やんちゃんこ	1 演劇
40	兵庫県	大手前大学	1 演劇
41	兵庫県	特定非営利活動法人ダンスボックス	1 コンテンポラリーダンス
42	兵庫県	株式会社Global Entertainment-JAPAN	1 タップダンス
			2 大道芸(道化師)
			3 ミュージカル
43	和歌山県	和歌山小さなこどもの歌声倶楽部	1 合唱
44	高知県	(株)キクリエティブカンパニー	1 ミュージカル
			1 ボーカル
45	高知県	合同会社TC Entertainment	2 ギター
			3 ジャグリング
			4 アナウンス
			1 工芸/美術
46	大分県	ホルトホール大分みらい共同事業体	2 音楽
47	宮崎県	特定非営利活動法人MIYAZAKI C-DANCE CENTER	1 ダンス
48	宮崎県	公益財団法人宮崎県芸術文化協会	1 短歌



No.30

公益社団法人 教育演劇研究協会(劇団たんぼぼ)

I. 基本情報

主な活動種別

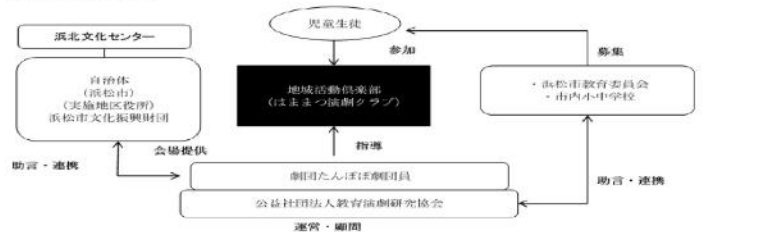
(運営主体) 公益社団法人 教育演劇研究協会 (劇団たんぼぼ)

演劇

本事業の実施を通して、児童生徒に文化芸術活動(演劇)体験の機会を提供するとともに、継続した演劇クラブとして様々な学校や学年の児童生徒が集える、地域に根付いた活動拠点を創る。また、参加する児童生徒の自主性、主体性を育み、その保護者や地域住民が、芸術文化に触れ、楽しむ機会を増やすことも目標。

団体・組織等の連携

活動場所・成果発表場所



II. 活動概要

浜松市浜北文化センター内施設において、毎週土曜日(3時間)を基本とし活動。参加者は、小学校4年生～中学2年生まで。基本的に劇団たんぼぼ劇団員が指導にあたるが、今後は、外部指導者のコーディネートもしていく予定。台本を使い、演技だけでなく、照明、音響、美術、脚本等、幅広く演劇に触れながら、作品作りを目指す。年度末には、成果発表会を行い、一年間の活動の成果を地域住民や学校教育関係者に発表する。また、劇団たんぼぼの実際の公演現場を体験する機会も作る。

III. 成果・課題

本事業による成果

指導、運営上の工夫

今後に向けた方針・方向性

- ・事業から2週間で見直し、その後も応募の問い合わせ相次ぎ、この事業が、地域に求められている活動であると強く感じた。教育委員会等のヒアリングから、「演劇に興味のある児童生徒が多いにもかかわらず、これまで学校内での劇団に至らなかったのは、顧問や指導にあたる教員がいないことも原因のひとつ」とのこと。教員の負担軽減という点では、事業実施の成果につながっていると考えられる。
- ・活動の様子を撮影してきた行政や教育関係の方からは、異年齢の繋ぎを協力しながら、子どもたちが伸び伸びと自分を表現している姿に感動したとの声をいただいた。
- ・参加児童生徒たちも、毎週の活動を楽しみしており、出席率は9割である。来年度以降も続けたいという声も多く、高校生になったら演劇部に入りたいという子や、高校に演劇部があればこのクラブを続けたいという子もおり、子どもたちも演劇に対する大きな興味を抱かせることができた。
- ・3月に実施した成果発表会では、まん延防止期間のため、来場者を制限したが、ご家族から「こんな表情をする子どもたちだ」との感想が聞かれたり、子どもたちからも、「この演劇クラブに入ってきたので、学校でも色々なことにチャレンジしてみようという気持ちになった」との声があり、様々な変化が見られたことも成果である。

- 児童・生徒への指導
演劇クラブとして、子どもたちの自主性も尊重するよう工夫している。
- ・演技が上手になることが目的ではなく、作品作りを通して、お互いの意見や役割を認め合い、協力しあって出来上がるものが演劇の面白さを感じてほしい。そのため、意見や感想を出し合い、話し合う場も十分設けることとしている。その上で、気持ちや背景を伝えることの大切さや、どういう声、言葉、表現がその場に適切であるかの指導を行っている。
- 運営上の工夫
活動を土曜日に設定することで、法人の通常の業務にかかる負担を軽減させている。演劇は、コロナの影響に左右されやすい分野であるため、状況や現状把握に学校関係者や教育関係者からの情報収集や意見交換を頻密に行いながら運営している。
- 今後、自立した運営へと結びつけたいため、部費を徴収。保護者からの理解を得る努力を行っている

まずは、自立した継続的な活動としていくための、基盤を作らなければいけない。そのためには、活動を多くの人に認知してもらい、協力者を募る必要がある。今年度は、コロナの影響で、思うような活動ができなかった。来年度は2年目ではあるが、ゼロからの気持ちで取り組んでいく。また、補助金等が活用できるよう行政にも働きかけていく。初年度に活動場所とした浜北文化センターは、立地や交通の便がよく、参加者が集まりやすい。今後も、これを活動の拠点とするために、会館や地域の生涯学習課に協力依頼し連携を図りながら、会場費の減免を利用していきたい。

教育委員会へのヒアリングで、浜松市は、既存の部活動を中心に地域へ移行していくことで、一杯という現状であるようだ。しかし、いずれ、この演劇クラブが中学校の課外部活動として、認められるよう活動報告を密に行い、学校の現状把握や学校と参加者の情報共有も行えるような関係を構築していく。

また、ニーズが大きいため、応募が溢ったら、市内での参加者数や活動地域なども広げたいため、指導者も劇団員に留まらず、コーディネートしているよう計画している。



No.36

プレイングラボ

I. 基本情報

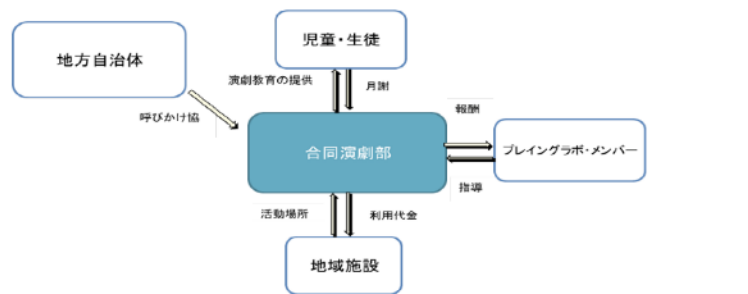
主な活動種別

(運営主体) プレイングラボ

演劇

・「演劇部を作りたいが、専門講師がいない、人数が集まらない。」という問題を解決する。
(事業目標) ・「演劇」という、人と関わり合いひとつの目標に向かって協働する作業を通じて、様々な課題を抱える子ども達の第二の居場所となる。

団体・組織等の連携



II. 活動概要

「演劇教育を通じて“自分らしく生きる為の人間力”を育みたい」と考えた、演劇教育の実践経験を持つ講師らが主体となり活動している。本事業では、学校の垣根を超えた「プレラボ演劇部」での活動と称し部員を募集、計17名の部員と週1回(公演前の特別カリキュラムを除く)、1年間の部活動に励んだ。演劇の公演(本番)を創り上げるための過程を経験してもらうことに加え、柔軟な発想と決断力で、前向きに問題突破する力を育成するためのカリキュラムを取り入れ、豊かな心と身体をつくる指導に注力している。

III. 成果・課題

本事業による成果

指導、運営上の工夫

今後に向けた方針・方向性

- ・【感受性】好奇心を持ち、豊かな感性で物事を感知される。(70点・80点(+10点))
- ・【表現力】表情や声、体の動きを使って表現できる。(65点・75点(+10点))
- ・【緊張に負けない力】緊張する場面でも、落ち着いて本来の力を発揮できる。(60点・65点(+5点))
- ・【協働応答力】想定外の事態でも即断的に対応できる。(35点・80点(+15点))
- ・【積極性・自発性】進んで発言したり、自分から行動を起こすことができる。(55点・60点(+5点))
- ・【積極力】他者の話を聞き、相手の立場で理解できる。(60点・75点(+15点))
- ・【コミュニケーション力】他者との意思疎通をスムーズにできる。(60点・75点(+15点))
- ・【協働性】集団の中で役割を取り、協力し合うことができる。(70点・75点(+5点))

- ・部員一人一人に合わせた到達度を設定した。また、異年齢間での活動が主体であったため、発達の段階に応じて声かけを変える工夫等を行った。
- ・各自の目標へ向かって取り組む態度、仲間と意見が違うときに合意形成する力、協力する意識の向上なども重点に置いて指導を行っている。「表現」という、答えのない問題に向かって部員一同協力することを中心においた指導を徹底した。

- ・さらなる活動の周知を、学校、地域、教育委員会、教員、保護者等に働きかける。そのことを通じて、演劇部がない、講師がいない、地域での表現活動を展開したい人が集まらない、等の課題の解決を図る。
- ・安全な学校外での部活動運営のためにも、各所と連携した保健・安全のガイドラインを明確にする。
- ・関係者の負担を軽減し、かつ質の高い内容を保持するためにも、自治体の補助金等の活用を積極的に行い、部活動回数・計画の設定を見直す。また、外部の人材への協力依頼を積極的に行う。

本県の取り組み

地域部活動推進実践研究事業（スポーツ庁委託事業） 本県における実施主体及び取組内容

市町村		岩手町	葛巻町	大船渡市
県所管		教育員会事務局 保健体育課		文化スポーツ部 スポーツ振興課
R 3 年度	運営団体	町教育委員会	町教育委員会	
	取組内容	町内全3中学校 ホッケー競技の合同部 活動の実践	町内全3中学校 5競技の部活動で実践	
R 4 年度	運営団体	町教育委員会が 町体育協会に委託	町教育委員会が 町体育協会に委託	市スポーツ協会
	取組内容	町内全3中学校 ホッケー競技の合同部 活動の実践	町内全3中学校 7競技の部活動で実践	市内全4中学校 陸上競技等5競技の部 活動で実践

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
 - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

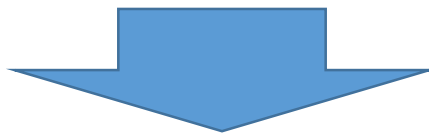
- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
 - ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

ガイドラインの修正

【ガイドライン（案 R4.11）】

- 休日の学校部活動の地域移行の達成時期の取扱い

休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期について、国としては、令和5年度の移行開始から3年後の令和7年度末を目途として想定し、この3年間で改革集中期間と位置付けて重点的に支援しつつ、・・・



【実際のガイドライン（R4.12）】

- 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置付けて支援しつつ、・・・

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

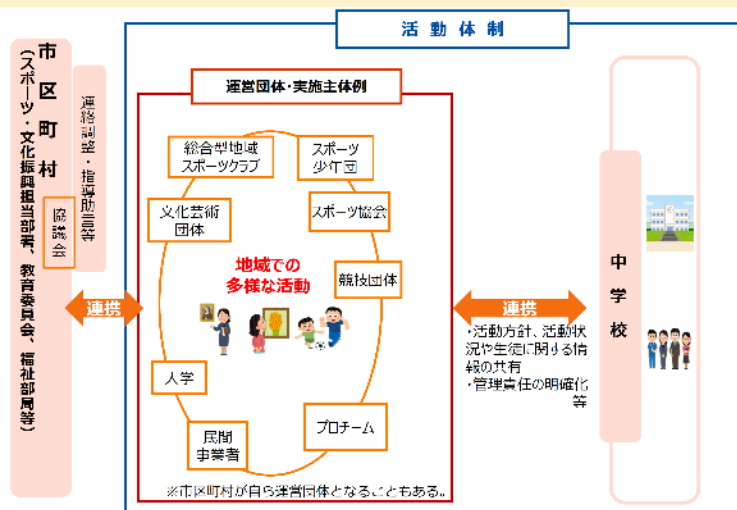
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

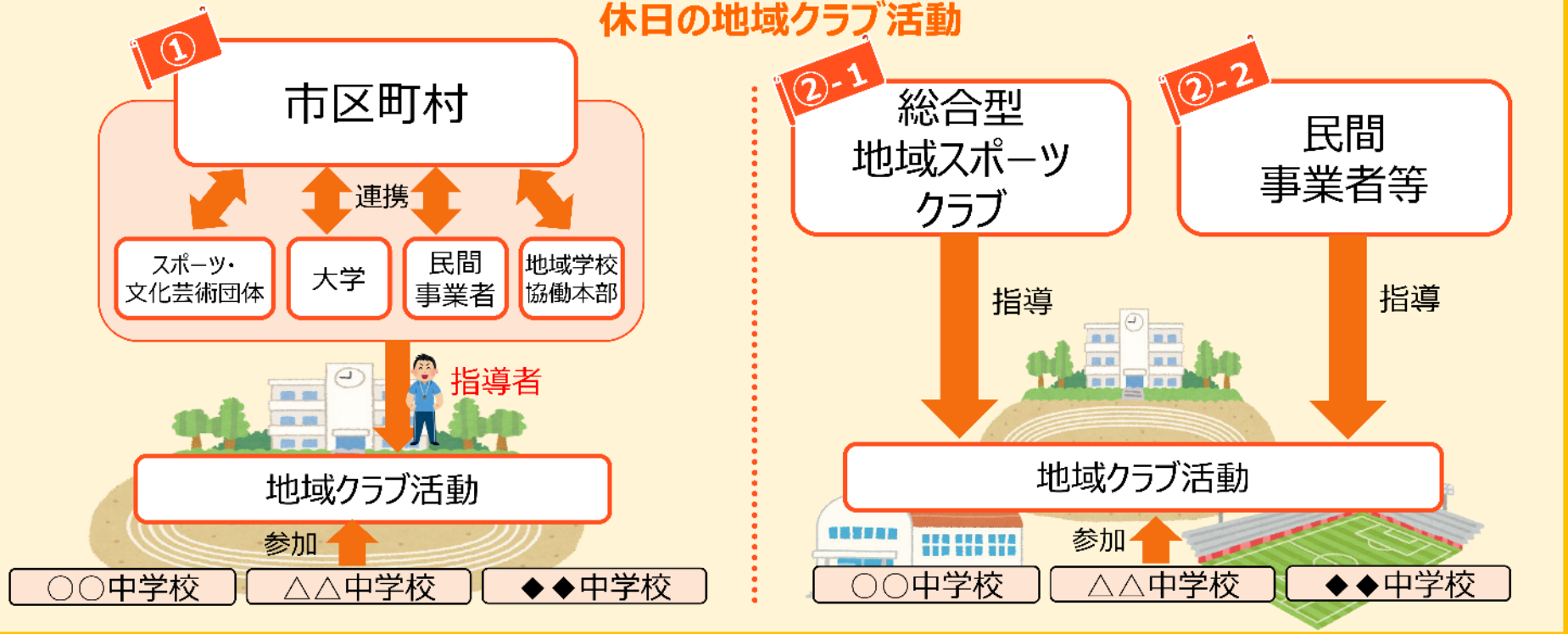
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

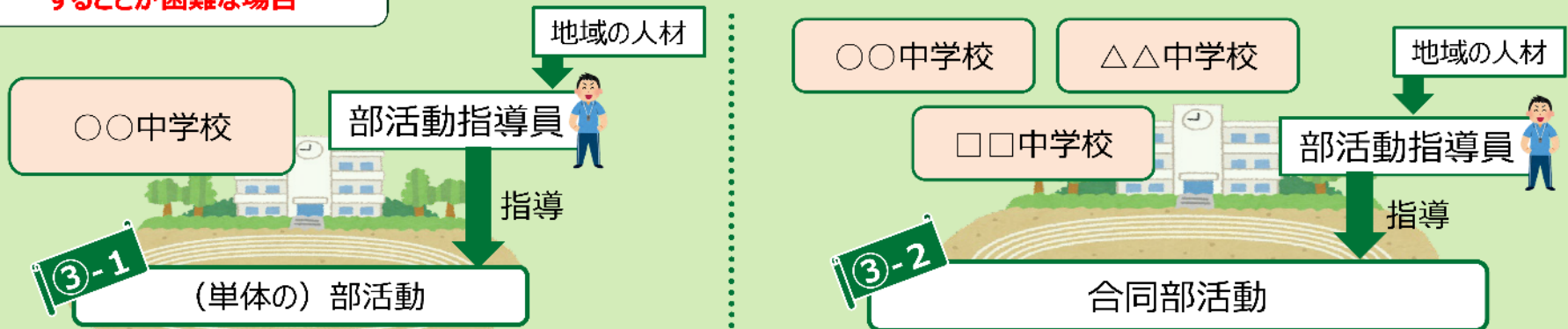


休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

協議会の設置
ニーズ・課題把握
情報発信

運営団体の
確保

指導者の確保
マッチング

活動場所の確保
活動内容の決定

生徒・保護者・
住民への周知
実施

〔 都道府県：
人材バンクの設置 〕

〔 学校：教師の兼職
兼業の希望の把握 〕

〔 学校：学校施設の
開放 〕

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度予算額（案） 28億円
 （前年度予算額） 18億円）
 令和4年度第2次補正予算額 19億円



方向性・目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業 11億円

委託・新規

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業（取組例）

- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ・文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員
 - まちづくり、地域公共交通の確保
- 面的・広域的な取組**
 - 多くの部活動の移行
 - 市区町村等を超えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担の支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の利用等**
 - 効果的な活用や管理方法

(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 14億円

補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1

部活動指導員の配置を充実【12,552人（運動部：10,500人、文化部：2,052人）】

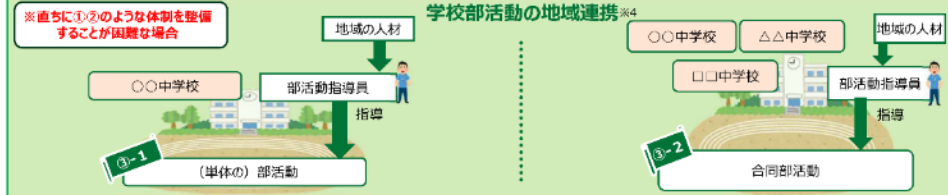
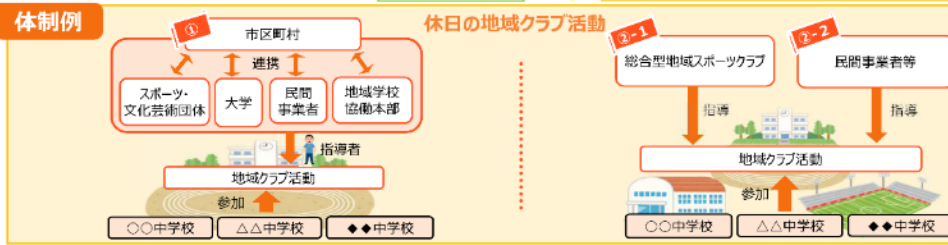
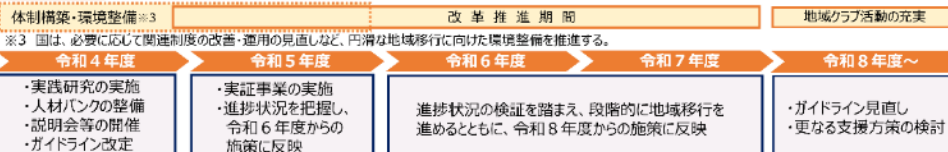
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円

補助・拡充

- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。
- ・公立中学校の施設整備・改修支援（用具の保管のための倉庫の設置、スマートロックの設置に伴う扉の改修等）。【新規】
- ・指導者養成のための講習会等の開催や資格制度の改革等。
- ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制別は、あくまでも一例である。

方針

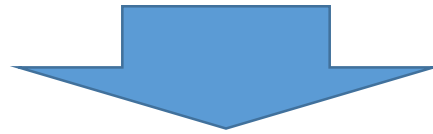


※4 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用

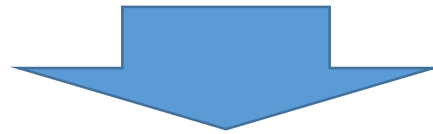
休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

スポーツ・文化芸術活動を
「学校単位」から「地域単位」へ



いわての中学生に
多くの活動メニューが提供される



地域が一体となって
いわての子ども達の可能性を広げる取組

スポーツ庁
運動部活動の地域移行に
関する検討会議 提言



文化庁
文化部活動の地域移行に
関する検討会議 提言



岩手県
「中学生スポーツ・
文化活動に係る研究」
有識者会議 提言



文化庁
地域文化倶楽部（仮称）
の創設に向けた実践研究



スポーツ庁
令和3年度における
運動部活動の地域移行等に
関する実践研究事例集



スポーツ庁・文化庁
学校部活動及び新たな
地域クラブ活動の在り方等に
関する総合的なガイドライン



文部科学省
令和5年度予算（案）
のポイント

